

印西市立大森小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

(1) いじめの定義 (『いじめ防止対策推進法』第2条)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは本校でも、またどの児童生徒にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての児童生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導をおこなうよう努めるものとする。

(3) いじめの認知について

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようとする。そのために以下を重点として、対策を進める。

①いじめの防止

- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

②早期発見

- ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

- ・いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

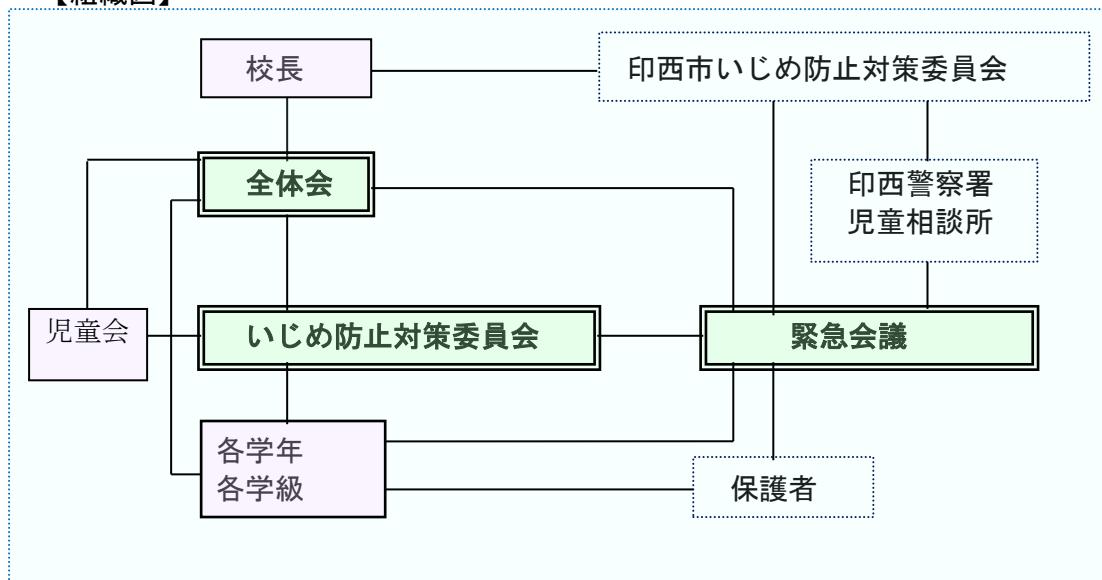
④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。

⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 「全体会」 < 全教職員が参加 >

- ①基本方針の策定
- ②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談窓口の設定・情報収集・情報交換等）
- ④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会活動の支援・行事の実施等）
- ⑥保護者・関係機関との連携

(2) 「いじめ防止対策委員会」 < 生徒指導会議の構成員 >

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、保護者代表、 所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等>

重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

(4) 「児童会」 <児童会役員（5・6年生児童）、児童会担当>

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
(全校集会での啓発運動など)

4 中心組織の役割について

(1) 「いじめ防止対策委員会」

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部（教育相談・養護教諭 等）

(2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
(アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等)
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
(事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定 いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・)
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

(1) 「いじめ防止対策委員会」の開催

年4回（4月・6月・10月・2月）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(2) 「生徒指導推進会議」の開催

月に1回生徒指導推進会議を開催する。

5 基本的施策

(1) いじめを未然に防止する

① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切にするキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・ピアサポートや道徳の授業、ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。

④ 行事、児童会活動等を通した児童生徒への指導

- ・児童生徒によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、道徳集会等で、児童への指導を継続的に行う。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

⑥ 特に配慮が必要な児童に対する支援

- ・発達障害を含む、障害のある児童について、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの海外につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合が多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童について、教職員の正しい理解等、学校として必要な対応を周知する。
- ・東日本大震災に伴う災害によって避難している児童の心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながらいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別について考え、適切な行動ができるように指導し、いじめの未然防止に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染不安による自宅学習をしている児童に対しての学習等の支援に取り組む。

(2) いじめを早期に発見する

① いじめの調査等

- いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
- ・児童対象のいじめアンケート調査 年3回（5月、10月、2月）
 - ・保護者対象のいじめアンケート調査 年1回（10月）
 - ・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査
年2回（6月、11月）

② いじめ相談体制

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるよう、次のような相談体制の整備を行う。

- ・印西中学校スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室【0476-47-7830・なやみぜろ】、文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル【0570-0-78310・なやみ言おう】等）

③ いじめ相談・通報窓口

教育相談担当・「あのね」相談箱（中央連絡通路に設置）・情報教育担当によるネット相談等。相談窓口について、HPや便り等を活用し、情報の周知を図る。

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童生徒の心情を把握するために、毎週末の学年会及び、毎月の職員会議で情報を共有し、対応する。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめ被害者児童を徹底して守る。
- ・昼休み等授業時間以外の人間関係を把握するため、複数でのローテーションを組み、その見守りや観察をする。

正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から聞き取り、記録する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。

指導体制、方針決定

- ・指導のねらい・方針を明確にする。
- ・全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を決める。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

児童生徒への指導・支援

- ・いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく「観衆」や「傍観者」の立場という観点からも、総合的に構造の理解に「いじめは決して許されない行為である」という意識を待たせる。

保護者との連携

- ・直接会って、状況説明、今後の具体的な対策を伝える。
- ・いじめた側の保護者への説明、助言を行う。
- ・今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続する。
※いじめが解消している状態
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
心理的または、物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月を目安とする。
ただし、被害の重大性や状況から目安にかかわらず、その期間を改めて設定し状況を注視する。
 - ②本人及び保護者へ面接で確認すること
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ・明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(4) いじめ発見時の緊急対応

発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・いじめを発見した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。担任以外が発見した場合は、担任に情報を伝える。

情報収集

- ・事情聴取をする。
- ・いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・いじめ(いじめに関わる相談を受けた場合)は、速やかに管理職に報告する。

担任→生徒指導部→教頭→校長

※報告・連絡・相談 の徹底

- ・複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

※学校の職員がいじめの情報を得ながら、校内の対策組織等に報告せず、いじめに係る情報を抱え込んだ場合、いじめ防止対策推進法第23条1項の規定に違反することにもなり得る。

(5) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

- ① 児童への携帯電話の所持に関するアンケート調査（11月）を行い、児童の携帯電話・インターネット利用の実態を把握する。
- ② ネットいじめに関する教職員研修の充実を図る。印西市教育委員会との連携。外部講師の活用。
- ③ 児童生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。
※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用。
※外部講師による携帯電話安全教室の実施。
- ④ 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会を開催する。

7 重大事態（市長に報告するもの）の対処

重大事態

- ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ・児童や保護者からの申し立てがあった場合

※重大事態は、事実関係が確定した段階で、重大事態として対応を開始するではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

※被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたること。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ問題対策委員会」）に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」（仮称）を設置し、対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

認知に係る報告書・調査結果に係る報告書・（事案によって）事故報告書
児童や保護者の所見を希望により、添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

(7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

「学校いじめ防止対策基本方針」は、一年間の実践を踏まえ、実態を考慮し毎年見直しを行う。

令和3年度 いじめの未然防止・早期発見に関する年間計画

年間を通して実施	職員	学校	学級
	学年会での情報共有 (毎週末) 職員会議での共通理解 (毎月)	あいさつ運動 言葉づかい啓発運動 縦割り活動（わんぱくタイム・縦割り清掃） いじめ防止に関する啓発活動 (児童会) いいねの木	思いやりの心を育てる取組 ピアサポート（年4回）
4月	いじめ防止基本方針の共通理解 生徒指導・特別支援会議・いじめ防止対策委員会①	いじめ防止強化月間	
5月		いのちを大切にするキャンペーント いじめアンケート調査（児童） 教育相談	
6月	生徒指導・特別支援会議・いじめ防止対策委員会②	↓ 人権教室（保護者）	人権教室（3, 4学年）
7月			
8月	教育相談研修 人権研修		
9月		印西市いじめ防止強化月間	
10月	生徒指導・特別支援会議・いじめ防止対策委員会③	いじめアンケート調査 (児童・保護者) 教育相談	「いじめ」に関する授業 (道徳／地域授業参観)
11月		↓ 携帯電話に関するアンケート調査（児童）	
12月		人権週間	
1月			携帯電話安全教室（6学年）
2月	生徒指導・特別支援会議・いじめ防止対策委員会④	いじめアンケート調査（児童）	
3月	いじめ防止基本方針の改定		